

傍聴要領

～傍聴される皆様への留意事項～

会議の傍聴にあたり、次の留意事項を遵守してください。

これらをお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話は、マナーモードに設定するか、電源を切って傍聴してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はご遠慮ください。
- 4 静粛を旨とし、意見聴取の妨害になるような行為は謹んでください。
- 5 意見聴取における言論に対し賛否を表明し、又は拍手することはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮ください。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙はご遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き謹んでください。
- 9 銃器その他危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、委員長及び事務局職員の指示に従うようお願いします。

(福岡県社会福祉審議会)